

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について  
令和7年（2025年）12月19日提出

教育長 山根直樹

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第11条の2第2項後段を削る。
- (2) 第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、利用者識別情報（個人貸出登録者であることを識別するための符号であって教育長が別に定めるものをいう。）が表示された電磁的記録媒体の提示をもって貸出券の提示に代えることができる。
- (3) 第12条第2項中「を提示しなければならない」を「の提示をもって前項の手続に代えることができる」に改める。
- (4) 第21条第3項中「第12条第1項」の次に「（ただし書を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月9日から施行する。

（理 由）

ICカードを用いて個人貸出を受ける旨の申出を行った者が引き続き貸出券を利用できるようにするほか、貸出券がなくても貸出券のバーコード情報をスマートフォン等の端末上に表示することで貸出券の提示に代えることができるようにするため、本案を提出する。

## 図書館の利用サービスを向上させる取扱いについて

- 1 札幌市ICカード乗車券であるSAPICAなどを用いて個人貸出を受ける旨の申出を行った利用者が、引き続き従来の貸出券を利用できるようにすることについて

これまで、貸出券の交付を受けた利用者が、ICカードを提示することで図書館資料の貸出しを受ける旨の申出を行った場合は、交付済みの従来の貸出券を利用できない取扱いとしてきた。

しかしながら、ICカードにより貸出しを受ける旨の申出を行った場合においても、従来の貸出券を併せて利用できる方が便利であることから、引き続き従来の貸出券についても利用できることとする。

- 2 貸出券のバーコード情報をスマートフォン等の端末上に表示することで貸出券の提示に代えることができるようにすることについて

利用者がインターネットを通じて、札幌市図書館 蔵書検索・予約システムにログインすることで、貸出券のバーコード情報をスマートフォン等の端末上に表示できるようになり、図書館資料の貸出しや座席予約システムの操作等に使用できるようにする。

※ 貸出券をお持ちで、パスワード設定済みの個人の方が対象

The image consists of two screenshots from a library website. The left screenshot shows the user menu with the option '利用者バーコード表示' (User Barcode Display) highlighted in a red box. A red arrow points from this box to a text box that says 'マイページメニューより「利用者バーコード表示」を選択します。' (Select 'User Barcode Display' from the My Page menu). A yellow arrow points from the menu to the right screenshot. The right screenshot shows the '利用者番号バーコード表示' (User Number Barcode Display) page, which displays a barcode with the number 0087654321 and the text '●●図書館発行' (Issued by ●● Library).

札幌市図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(ICカードを用いた個人貸出に係る申出)</p> <p>第11条の2 (省略)</p> <p>2 前項の申出は、いつでもこれを撤回することができる。<u>この場合において、館長は、新たな貸出券を交付するものとする。</u></p> <p>(利用手続)</p> <p>第12条 個人貸出を受けようとする者は、貸出券を提示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の申出を行った者が個人貸出を受けようとする場合は、同条第2項の規定による撤回をするまでの間は、当該申出に係るICカードを提示しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(登録の手続等)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第8条第2項及び第3項、第9条から第11条まで、第12条第1項、第14条並びに第15条第1項(ただし書を除く。)及び第2項の規定は、団体貸出に</p>	<p>(ICカードを用いた個人貸出に係る申出)</p> <p>第11条の2 (現行のとおり)</p> <p>2 前項の申出は、いつでもこれを撤回することができる。</p> <p>(利用手続)</p> <p>第12条 個人貸出を受けようとする者は、貸出券を提示しなければならない。<u>ただし、利用者識別情報(個人貸出登録者であることを識別するための符号であって教育長が別に定めるものをいう。)が表示された電磁的記録媒体の提示をもって貸出券の提示に代えることができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の申出を行った者が個人貸出を受けようとする場合は、同条第2項の規定による撤回をするまでの間は、当該申出に係るICカードの提示をもって前項の手続に代えることができる。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(登録の手続等)</p> <p>第21条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 第8条第2項及び第3項、第9条から第11条まで、第12条第1項(ただし書を除く。)、第14条並びに第15条第1項(ただし書を除く。)及び第2項</p>	<p>貸出券を引き続き使用できることとするに伴う改正</p> <p>バーコード等を表示することで貸出券の提示に代えることができることとする改正</p> <p>貸出券を引き続き使用できることとするに伴う改正及び規定整備</p> <p>規定整備</p>

<p>ついて準用する。この場合において、第11条中「登録を受けていた者の申出により、その者が個人貸出の」とあるのは「登録を受けていた団体が団体貸出登録・更新申込書（様式4）を提出し、当該団体が団体貸出の」と、第14条第2号中「前条第2項第1号」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>の規定は、団体貸出について準用する。この場合において、第11条中「登録を受けていた者の申出により、その者が個人貸出の」とあるのは「登録を受けていた団体が団体貸出登録・更新申込書（様式4）を提出し、当該団体が団体貸出の」と、第14条第2号中「前条第2項第1号」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。</p>	
--	--	--